委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 電気施設点検業務
- 2 委 託 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 業務委託料 金 円 [月額金 円] (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 石狩湾新港管理組合 管理者 鈴木 直道

 住 所

 受託者 氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領(以下「要領」という。)に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託 料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別 の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商 法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託 者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(対象施設)

- 第2条 委託業務の対象施設は、次に掲げるものとする。
 - (1)公共上屋樽川1号(150KVA)
 - (2)公共上屋樽川 2 号 (8 0 K V A)
 - (3)公共上屋花畔 2 号 (8 0 K V A)
 - (4)公共上屋花畔3号(600KVA)
 - (5) 花畔 4 号荷捌地電気施設(1200KVA)
 - (6) 花畔 1 号荷捌地電気施設(1000KVA)
 - (7) 花畔ふ頭橋形クレーン施設(625KVA+50KVA(融雪))
 - (8) 東小型船溜陸電施設(150KVA) (委託業務の内容)
- 第3条 この契約に基づき受託者が処理すべき委託業務の内容は、次の各号に掲げる業務とする。
 - (1) 月次点検
 - (2) 年次点検
 - (3) 臨時点検
 - (4) 不良箇所の改修指導及び助言
 - (5) 事故発生時の処置等及び必要に応じてする事故発生後の精密点検
 - (6) 関係官庁が行う検査の立会い

(処理の方法)

- 第4条 受託者は、前条に定める業務を次の基準別紙電気施設点検業務処理要領(以下「要領」 という。)により実施するものとする。
 - (1) 月次点検は、運転中の電気工作物につき毎月1回行うこと。 ただし、第2条第2号及び第3号は、隔月とする
 - (2) 年次点検は、電気工作物の運転を停止して年1回行うこと。

- (3) 臨時点検は、異常が発生し、又は発生するおそれがある場合必要の都度行うこと。
- (4) 不良箇所の改修指導及び助言は、その都度、書面をもって行うこと。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

- 第7条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、 受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。
- 2 委託者は、業務担当員がやむを得ない理由により不在となる場合は、その職務を代行する者 を定め、受託者に通知するものとする。

(相互協力義務)

第8条 委託者は、受託者が行う電気工作物に係る委託業務について協力するものとし、受託者 は、電気工作物に係る委託業務を誠実に行うものとする。

(業務処理責任者)

第9条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

- 第10条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。
- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から 10 日以内に必要な措置を講じ、その結果 を委託者に通知しなければならない。

(点検等の結果の通知)

- 第11条 受託者は、電気工作物について点検等を行ったときは、その結果を書面により、その都 度委託者に通知するものとする。
- 2 前項の点検結果は、委託者と受託者の双方で保存するものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

- 第12条 受託者は、委託者に対し、毎月、前月分の業務委託料の支払いの請求をするものとする。
- 2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に前 月分の業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未 払金額につきその遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受 託者に支払うものとする。
- 4 業務委託料の支払場所は、石狩湾新港管理組合会計管理者の勤務の場所とする。 (秘密の保持)
- 第13条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用して はならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。 (予算の減額又は削除に伴う契約の解除)
- 第14条 委託者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。 (委託者の解除権)
- 第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
 - (2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められるとき。
 - (3) 第17条に規定する理由によらないでこの契約の解除の申出をしたとき。
 - (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この 号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)で あると認められるとき。
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認 められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的 又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りなが ら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者がアから才までのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 第16条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除する ことができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することが できない。
 - (1) 受託者が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第17条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第17条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の

取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかった とき。

- (2) 受託者が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第17条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置 命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があ ったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなか ったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。) 又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの 訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消し の訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起され なかった場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含 む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取 消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同 じ。) における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構 成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった 等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、受託者に独占禁止法に違反する 行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合に おいて、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託 者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命 令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2 第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は石狩湾新港管理組合財務規則(昭 和 53 年石狩湾新港管理組合規則第 7 号) 第 112 条の規定による見積書の徴取が行われたもの であり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に 係るものでないことが明らかであるときを除く。)。
- (6) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。) について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。) に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。
- 第 16 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債

務について履行不能となった場合

- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(第15条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当初契約保証金又は担保をもって第1項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。
- 第 16 条の 3 委託者は、第 15 条及び第 16 条に定める場合のほか、必要があるときは、この契約 を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の 30 日前までに、受託者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害があるときは、委託者は、そ の損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者 と受託者とが協議して定めるものとする。

(受託者の解除権)

- 第17条 受託者は、委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害があるときは、委託者は、そ の損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者 と受託者とが協議して定めるものとする。

(損害賠償)

- 第18条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えた ときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。
- 第19条 受託者は、この契約に関して、第16条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員

会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の額の10分の2に相当する額を超える ときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする (相殺)
- 第20条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務 委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約の失効)

- 第21条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力を失うものとする。
 - (1) 電気工作物が廃止されたとき。
 - (2) 電気工作物について電気事業法施行規則第52条第2項の承認の効力が失われたとき又は 承認を取り消されたとき。
 - (3) 電気工作物が一般用電気工作物になったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約がその効力を失った場合においては、委託者及び受託者は、相互 に損害賠償の請求をしないものとする。

(契約に定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。